新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月28日

> 花 角 英 世 新潟県知事

## 新潟県規則第22号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)の一部を次のように改正する。

徬

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表 の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には当 該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等(以下「削 除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等(以下「追加項 等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」 という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しな い場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

正 (機関の設置及び事務分掌)

第1条 知事の補助機関の設置、組織、所掌事務及 び職員の職等については、法令、条例及び他の規 則に別に定めるものを除くほか、この規則の定め るところによる。ただし、臨時及び非常勤の職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の 4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 を除く。)の職等については、別に定める。

(防災局)

第6条の4 防災局に次の課、係及び班を置く。 防災企画課 (略)

危機対策課

災害対策係 危機管理係 防災システム係 消防課・原子力安全対策課 (略)

(福祉保健部)

第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、 係及び班を置く。

福祉保健総務課~感染症対策・薬務課 (略) 医師 • 看護職員確保対策課

医師確保企画係 研修医確保係 看護職員確保 • 育成係

高齢福祉保健課 (略)

健康づくり支援課

難病等対策係 母子保健係 健康立県推進班 歯科保健係 成人保健係

生活衛生課·障害福祉課 (略)

子ども家庭課

保育支援係 家庭福祉係 児童福祉係 子ども 政策室

(産業労働部)

(機関の設置及び事務分掌)

第1条 知事の補助機関の設置、組織、所掌事務及 び職員の職等については、法令、条例及び他の規 則に別に定めるものを除くほか、この規則の定め るところによる。ただし、臨時及び非常勤の職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の 5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 を除く。)の職等については、別に定める。

īĒ

前

(防災局)

第6条の4 防災局に次の課、係及び班を置く。 防災企画課 (略) 危機対策課

消防課・原子力安全対策課 (略)

(福祉保健部)

第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、 係及び班を置く。

福祉保健総務課~感染症対策・薬務課 (略) 医師 • 看護職員確保対策課

医師確保係 看護職員確保・育成係

高齢福祉保健課 (略)

健康づくり支援課

難病等対策・母子保健係 健康立県推進班 歯 科保健係 成人保健係

生活衛生課·障害福祉課 (略)

子ども家庭課

企画係 家庭福祉係 保育支援係

(産業労働部)

第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を │第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を

置く。

産業政策課 (略)

地域産業振興課

金融係 小規模企業支援班 地場産業·日本酒 振興室

創業・イノベーション推進課

次世代技術振興係 新事業支援班 新エネルギ 一資源開発室

産業立地課~雇用能力開発課 (略)

(観光文化スポーツ部)

係を置く。

観光企画課・国際観光推進課

文化課

文化政策係 文化資源活用推進係 埋蔵文化財 係 芸術文化振興室 世界遺産登録推進室

スポーツ課

企画係 競技スポーツ係 スポーツ施設係 ス ポーツ交流係

(十木部)

第6条の10 土木部に次の課、室、係及び班を置く。 監理課

総務係 予算係 企画調整室

技術管理課~営繕課 (略)

2 · 3 (略)

4 第1項に規定するもののほか、監理課に建設業 室を置き、同室に企画指導係、入札契約係及び審 査係を置く。

(交通政策局)

第6条の11 交通政策局に次の課、係及び班を置く。 交通政策課

総務班 地域交通班

港湾振興課

港湾企画振興班 万代島振興・東港係 港湾整備課・空港課 (略)

(出納局)

第7条 (略)

2 (略)

3 出納局に次の課、係及び班を置く。

管理課

総務班 企画・支援班 決算・資金係 支払・ 国費係

会計検査課

調達契約係

(分掌事務)

置く。

産業政策課 (略)

地域産業振興課

金融係 小規模企業支援係 地場産業・日本酒 振興室

創業・イノベーション推進課

次世代産業育成班 創業支援班 新エネルギー 資源開発室

産業立地課~雇用能力開発課 (略)

(観光文化スポーツ部)

第6条の7 観光文化スポーツ部に次の課、室及び│第6条の7 観光文化スポーツ部に次の課、室、係 及び班を置く。

観光企画課・国際観光推進課 (略)

文化課

文化政策係 文化事業係 文化財係 埋蔵文化 財係 世界遺産登録推進室

スポーツ課

企画係 競技スポーツ係 スポーツ施設係 ス ポーツイベント班

(十木部)

第6条の10 土木部に次の課、室、係及び班を置く。 監理課

総務係 予算係 企画調整室 建設業室 技術管理課~営繕課 (略)

2 · 3 (略)

(交通政策局)

第6条の11 交通政策局に次の課、係及び班を置く。 交通政策課

総務班 交通企画班 地域交通班

港湾振興課

港湾企画振興班 万代島・東港管理係 港湾整備課・空港課 (略)

(出納局)

第7条 (略)

2 (略)

3 出納局に次の課、係及び班を置く。

管理課

総務班 企画・指導係 決算・資金係 支払・ 国費係

会計検査課

物品契約係

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又 | 第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又

く。)の分掌事務は、次のとおりとする。 く。)の分掌事務は、次のとおりとする。 知事政策局~土木部 (略) 知事政策局~土木部 (略) 交通政策局 交通政策局 交通政策課 (略) 交通政策課 (略) 港湾振興課 港湾振興課 (1)  $\sim$  (3) (略)  $(1) \sim (3)$  (略) (4) 離島航路に関する事項 (5) 万代島地区の活性化に関する事項 (4) 万代島再開発に関する事項 (6) (略) (5) (略) 港湾整備課・空港課 (略) 港湾整備課・空港課 (略) 出納局 出納局 管理課 (略) 管理課 (略) 会計検査課 会計検査課 (1) • (2) (略) (1) • (2) (略) (3) 物品等の調達に関する事項 (3) 物品の調達に関する事項 2 (略) 2 (略) (名称、位置及び所管区域) (名称、位置及び所管区域) 第10条 (略) 第10条 (略)  $2 \sim 7$  (略)  $2 \sim 7$  (略) 8 第1項の規定にかかわらず、労働に関する事務 <u>についての所管区域は、次のとおりである。</u> 名 称 所 管 区 域 新潟地域振興局 新潟市 新発田市 村上市 五泉市 阿賀野市 佐渡市 胎内市 北蒲原郡 東蒲原郡 岩船郡 長岡地域振興局 長岡市 三条市 柏崎市 小 千谷市 加茂市 十日町市 見附市 燕市 魚沼市 南魚 沼市 西蒲原郡 南蒲原郡 三島郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡 上越地域振興局 上越市 糸魚川市 妙高市 8 (略) 9 (略) 9 (略) 10 (略) 10 (略) 11 (略) 12 (略) 11 (略) 12 (略) 13 (略) 13 (略) 14 (略) 14 (略) 15 (略) 15 (略) 16 (略) 17 (略) 16 (略) 17 (略) 18 (略) (組織) 第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係 │第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係 を置く。 を置く。 (1)  $\sim$  (3) (略) (1)  $\sim$  (3) (略) (4) 三条地域振興局 (4) 三条地域振興局

はセンターに置く室及び課に置くセンターを除 | はセンターに置く室及び課に置くセンターを除

健康福祉環境部 健康福祉環境部 庶務課 庶務係 企画調整課~生活衛生課 (略) 企画調整課~生活衛生課 (略) 環境センター (略) 環境センター (略) 農業振興部 (略) 農業振興部 (略) 地域整備部 地域整備部 総務課 総務課 業務課 業務課 業務係 行政係 業務係 用地・行政課 用地課 維持管理課~建築課 (略) 維持管理課~建築課 (略) (5) (略) (5) (略) (6) 魚沼地域振興局 (6) 魚沼地域振興局 健康福祉部·農業振興部 (略) 健康福祉部·農業振興部 (略) 地域整備部 地域整備部 総務課 総務課 業務課 業務課 業務係 業務係 行政係 用地·行政課 用地課 維持管理課~治水課 (略) 維持管理課~治水課 (略) (7) • (8) (略) (7) • (8) (略) (9) 柏崎地域振興局 (9) 柏崎地域振興局 健康福祉部 · 農業振興部 (略) 健康福祉部 · 農業振興部 (略) 地域整備部 地域整備部 総務課 総務課 業務課 業務課 業務係 業務係 行政係 用地・行政課 用地課 維持管理課~ダム管理課 維持管理課~ダム管理課 (略) (略) (10) 上越地域振興局 (10) 上越地域振興局 企画振興部・県税部 (略) 企画振興部・県税部 (略) 健康福祉環境部 健康福祉環境部 総務福祉課 総務福祉課 庶務係 企画調整課~生活衛生課 (略) 企画調整課~生活衛生課 (略) 環境センター (略) 環境センター (略) 児童・障害者相談センター〜地域整備部 児童・障害者相談センター〜地域整備部 (略) (略) (11) 糸魚川地域振興局 (11) 糸魚川地域振興局 健康福祉部 · 農林振興部 健康福祉部 · 農林振興部 (略) (略) 地域整備部 地域整備部 総務課 総務課 業務課 業務課 業務係 行政係 業務係 用地·行政課 用地課 維持管理課~河川・砂防課 (略) 維持管理課~河川•砂防課 (略) (12) 佐渡地域振興局 (12) 佐渡地域振興局 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略) 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略) 地域整備部 地域整備部 総務課 総務課

業務係 行政係 業務係 用地・行政課 用地課 維持管理課~県民サービスセンター 維持管理課~県民サービスセンター (略) (略) 3 新潟地域振興局新津地域整備部に次の課及び係 3 新潟地域振興局新津地域整備部に次の課及び係 を置く。 を置く。 庶務課 庶務課 庶務係 行政係 庶務係 用地・行政課 用地課 維持管理課~ダム管理課 (略) 維持管理課~ダム管理課 4 (略) (略) 5 新潟地域振興局津川地区振興事務所に次の課及 5 新潟地域振興局津川地区振興事務所に次の課及 び係を置く。 び係を置く。 総務課 総務課 総務係 総務係 行政係 用地·行政課 用地課 維持管理課~森林施設課 (略) 維持管理課~森林施設課 (略)  $6 \sim 12$  (略)  $6 \sim 12$  (略) (分掌事務) (分堂事務) 第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、 第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、 第24項から第26項までに規定するもののほか、次 第24項から第26項までに規定するもののほか、次 のとおりとする。 のとおりとする。 健康福祉部·農林振興部 (略) 健康福祉部·農林振興部 (略) 地域整備部 地域整備部 総務課 総務課 (1) (略) (1) (略) (2) 第13条各号に掲げる事項に係る文書及び会計 に関する事項 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (5) (略) (7) (略) (6) (略) 業務課 業務課  $(1) \sim (4)$  (略)  $(1) \sim (4)$ (略) (5) 土地取引の届出等に関する事項 (5) (略) (6) (略) (6) (略) (7) (略) 用地課~災害復旧課 用地課~災害復旧課 (略) (略) 2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌 2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌 事務は、次のとおりとする。 事務は、次のとおりとする。 企画振興部~農村整備部 (略) 企画振興部~農村整備部 (略) 地域整備部 地域整備部 庶務課 庶務課  $(1) \sim (4)$  (略)  $(1) \sim (4)$  (略) (5) 土地取引の届出等に関する事項 (5) (略) (6) (略)

業務課

業務課

(6) (略)

用地課~ダム管理課 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び 津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとお りとする。

企画振興部

(1)~(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

<u>(10)</u> (略)

(11) (略)

県税部~農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

前項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務

用地課~都市整備課 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第25項及び第26項に規定するもののほか、 次のとおりとする。

健康福祉環境部

企画調整課

第2項に規定する<u>健康福祉環境部庶務課及び企</u> 画調整課の分掌事務

地域福祉課~生活衛生課(略)

環境センター (略)

農業振興部 (略)

地域整備部

総務課

- (1) (略)
- (2) 第13条各号に掲げる事項に係る文書及び会計 に関する事項

(7) (略)

用地課~ダム管理課 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び 津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとお りとする。

企画振興部

(1)~(7) (略)

(8) 労働行政に関する事項

(9) (略)

(10) (略)

<u>(11)</u> (略)

(12) (略)

県税部~農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

- (1) <u>部所管の人事、公印、文書及び会計に関する</u> 事項
- (2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の 指導に関する事項
- (3) 公共施設の管理に関する事項
- (4) 国土交通省所管国有財産(従前の建設省所管 の国有財産に限る。)の取得、管理及び処分に関 する事項
- (5) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事 項(国の機関又は地方公共団体が行う建設工事 に限る。)
- (6) 部内他課に属しない事項

用地課~都市整備課 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事 務は、第25項及び第26項に規定するもののほか、 次のとおりとする。

健康福祉環境部

庶務課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する 事項
- (2) 保健所及び福祉事務所の庶務及び会計に関す る事項
- (3) 部内他課等に属しない事項

企画調整課

第2項に規定する<u>健康福祉環境部企画調整課</u>の 分掌事務

地域福祉課~生活衛生課 (略)

環境センター (略)

農業振興部 (略)

地域整備部

総務課

(1) (略)

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

業務課

- (1) <u>部所管の人事、公印、文書及び会計に関する</u> 事項
- (2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の 指導に関する事項
- (3) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事 項(国の機関又は地方公共団体が行う建設工事 に限る。)
- (4) 部内他課に属しない事項

用地·行政課

- (1) 土木事業に係る土地等の収用、使用、買収及 び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償 に関する事項
- (2) 公共施設の管理に関する事項
- (3) 国土交通省所管国有財産(従前の建設省所管 の国有財産に限る。)の取得、管理及び処分に関 する事項

維持管理課~ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、次のとおりとする。

企画振興部

- (1)~(6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

県民サービスセンター (略)

県税部~農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

第2項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

業務課

第2項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務 用地課

## 第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務 維持管理課~ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、次のとおりとする。

企画振興部

- (1)~(6) (略)
- (7) 労働行政に関する事項
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

県民サービスセンター (略)

県税部~農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

- (1) <u>部所管の人事、公印、文書及び会計に関する</u> 事項
- (2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の 指導に関する事項
- (3) 公共施設の管理に関する事項
- (4) 国土交通省所管国有財産(従前の建設省所管 の国有財産に限る。)の取得、管理及び処分に関 する事項
- (5) 土地取引の届出等に関する事項
- (6) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事項(国の機関又は地方公共団体が行う建設工事

用地課~建築課 (略)

項から第26項までに規定するもののほか、次のと おりとする。

> 健康福祉部·農業振興部 (略)

地域整備部

総務課 (略)

業務課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する 事項
- (2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の 指導に関する事項
- (3) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事
- (4) 部内他課に属しない事項

用地・行政課

第4項に規定する地域整備部用地・行政課の分 堂事務

> 維持管理課~治水課 (略)

7 · 8 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24 項から第26項までに規定するもののほか、次のと おりとする。

> 健康福祉部 · 農業振興部 (略)

地域整備部

総務課 (略)

業務課

第6項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 用地·行政課

第4項に規定する地域整備部用地・行政課の分 掌事務

維持管理課~ダム管理課 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事 務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所 の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江 津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとす

企画振興部

第5項に規定する企画振興部の分掌事務

に限る。)

(7) 部内他課に属しない事項

用地課~建築課 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24 | 6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24 項から第26項までに規定するもののほか、次のと おりとする。

> 健康福祉部・農業振興部 (略)

地域整備部

総務課 (略)

業務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

維持管理課~治水課 (略)

7 · 8 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24 項から第26項までに規定するもののほか、次のと おりとする。

> 健康福祉部 · 農業振興部 (略)

地域整備部

(略) 総務課

業務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

維持管理課~ダム管理課 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事 務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所 の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江 津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとす

企画振興部

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する
- (3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事
- (4) 庁舎管理に関する事項(他部等の所管に属す る事項を除く。)
- (5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (6) 危機管理に係る総合調整に関する事項(他部

県民サービスセンター

県税部~地域整備部

11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、第 11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、第 24項から第26項までに規定するもののほか、次の とおりとする。

健康福祉部·農林振興部

地域整備部

総務課 (略)

業務課

第6項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 用地·行政課

第4項に規定する地域整備部用地・行政課の分 堂事務

維持管理課~河川・砂防課 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事 務は、第26項に規定するもののほか、次のとおり とする。

> 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略) 地域整備部

> > 総務課

- (1) (略)
- (2) 第13条各号に掲げる事項に係る文書及び会計 に関する事項
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

業務課

第4項に規定する地域整備部業務課の分掌事務

等の所管に属する事項を除く。)

- (7) 労働行政に関する事項
- (8) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関 する事項
- (9) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (10) 地域振興に係る市町村との情報交換に関す <u>る</u>事項
- (11) 地域振興計画に関する事項

県民サービスセンター (略)

県税部~地域整備部 (略)

24項から第26項までに規定するもののほか、次の とおりとする。

健康福祉部・農林振興部 (略)

地域整備部

総務課 (略)

業務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

維持管理課~河川・砂防課 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事 務は、第26項に規定するもののほか、次のとおり とする。

> 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略) 地域整備部

> > 総務課

(1) (略)

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

業務課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する 事項
- (2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の 指導に関する事項
- (3) 公共施設の管理に関する事項(佐渡空港並び に港湾及びその区域内の海岸を除く。)
- (4) 国土交通省所管国有財産(従前の建設省所管 の国有財産に限る。)の取得、管理及び処分に関 する事項
- (5) 土地取引の届出等に関する事項
- (6) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事 項(国の機関又は地方公共団体が行う建設工事 に限る。)
- (7) 部内他課に属しない事項

用地・行政課

- (1) 十木事業に係る土地等の収用、使用、買収及 び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償 に関する事項
- (2) 公共施設の管理に関する事項(佐渡空港並び に港湾及びその区域内の海岸を除く。)
- (3) 国土交通省所管国有財産(従前の建設省所管 の国有財産に限る。)の取得、管理及び処分に関 する事項

維持管理課~県民サービスセンター (略)

13 (略)

14 新潟地域振興局新津地域整備部の部及び課の分 掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のと おりとする。

庶務課

第6項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 用地·行政課

第4項に規定する地域整備部用地・行政課の分 掌事務

維持管理課~ダム管理課 (略)

15 (略)

16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌 事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)~(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

用地·行政課

- (1) 土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地 上物件等の移転並びに損失補償に関する事項
- (2) 公共施設の管理に関する事項
- (3) 国土交通省所管国有財産の取得、管理及び処 分に関する事項

維持管理課~森林施設課 (略)

17~26 (略)

及び佐渡の各地域振興局は、前条に規定するもの のほか、次に掲げる事項に係る事務を分掌する。  $(1) \sim (4)$ 

用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務 維持管理課~県民サービスセンター (略)

13 (略)

14 新潟地域振興局新津地域整備部の部及び課の分 掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のと おりとする。

庶務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

維持管理課~ダム管理課 (略)

15 (略)

16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌 事務は、次のとおりとする。

総務課

 $(1) \sim (5)$ (略)

- (6) 公共施設の管理に関する事項
- (7) 国土交通省所管国有財産の取得、管理及び処 分に関する事項
- (8) 土地取引の届出等に関する事項

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

用地課

土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上 物件等の移転並びに損失補償に関する事項

維持管理課~森林施設課 (略)

17~26 (略)

第13条 村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川│第13条 村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川 及び佐渡の各地域振興局は、前条に規定するもの のほか、次に掲げる事項に係る事務を分掌する。  $(1) \sim (4)$ 

(設置)

第128条 労働者及び使用者からの労働相談に応ず るため、労働相談所を新潟市に置く。

(組織及び分掌事務)

第131条 新潟テクノスクールに総務課、訓練課及び 開発援助課を置き、その分掌事務は、次のとおり とする。

総務課 (略)

訓練課

- (1)  $\sim$  (3) (略)
- (4) 短期課程の職業訓練(在職者訓練及び委託訓 練を除く。)に関する事項

開発援助課 (略)

2 上越テクノスクールに総務課及び訓練課を置き、 その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練課

- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 短期課程の職業訓練(在職者訓練及び委託訓 練を除く。)に関する事項
- (5) 前項に規定する開発援助課の分掌事務

3 • 4 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

(5) 前各号に掲げる事項に係る公印、文書及び会 計に関する事項

(設置)

第128条 労働者及び使用者からの労働相談に応ず るため、労働相談所を置き、その名称、位置及び <u>所管区域は、次のとおりとする</u>。

所管区域 新潟労働相談 新潟市 新潟市 新発田市 村上市 五泉市 阿 所 賀野市 佐渡市 胎

内市 北蒲原郡 東 蒲原郡 岩船郡

長岡労働相談 長岡市 所

長岡市 三条市 柏 崎市 小千谷市 加 茂市 十日町市 見 附市 燕市 魚沼市 南魚沼市 西蒲原 郡 南蒲原郡 三島 郡 南魚沼郡 中魚 沼郡 刈羽郡

上越市 糸魚川市 上越労働相談 上越市 妙高市 所

(組織及び分掌事務)

第131条 新潟テクノスクールに総務課、訓練第1課、 訓練第2課及び開発援助課を置き、その分掌事務 は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練第1課

(1)~(3) (略)

訓練第2課

短期課程の職業訓練(在職者訓練及び委託訓練 を除く。)に関する事項

開発援助課 (略)

2 上越テクノスクールに総務課及び訓練課を置き、 その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練課

(1)  $\sim$  (3) (略)

- (4) 前項に規定する訓練第2課及び開発援助課の 分掌事務
- 3 4 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策 2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策

課、I C T推進課及び国際課、総務部行政改革課、 県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境 局環境政策課、防災局防災企画課、福祉保健部福 祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬 務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課<u>障害</u> 福祉課及び子ども家庭課、産業労働部産業政策課、 地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及 びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企 画課<u>国際観光推進課及び</u>文化課、農林水産部農 業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、 農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、 都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交 通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政 策企画員を置く。

(企画監査員等)

## 第179条 (略)

2 福祉保健部国保・福祉指導課に監査専門員を置 くことができる。

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛生検査センター、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所、労働相談所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2 · 3 (略)

(用地調整員)

第208条 村上地域振興局、新発田地域振興局、新潟 地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局、 十日町地域振興局及び上越地域振興局の地域整備 部の用地課、三条地域振興局、魚沼地域振興局、 柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域 振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整 備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の 用地・行政課、長岡地域振興局地域整備部及び上 越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務 課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村 上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域 振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域 振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の 農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の 庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟 地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局 の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水 産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林 振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を 置くことができる。

課、I C T推進課及び国際課、総務部行政改革課、 県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境 局環境政策課、防災局防災企画課<u>原子力安全対</u> 策課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策 課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康 づくり支援課及び障害福祉課、産業労働部産業政 策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推 進課及びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部 観光企画課及び国際観光推進課、文化課及びスポーツ部 観光企画課及び国際観光推進課、文化課及びスポーツ課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食 品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木 部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都 市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港 湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(企画監査員)

第179条 (略)

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2 · 3 (略)

(用地調整員)

第208条 <u>地域振興局</u>の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部<u>及び</u>新潟地域振興局津川地区振興事務所の<u>用地課</u>、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局養農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸 魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、 魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域 振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業 振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並 びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地 域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興 局農林水産振興部の農地庶務課、村上地域振興局 及び十日町地域振興局の地域整備部の業務課、新 発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興 局、南魚沼地域振興局及び上越地域振興局の地域 整備部の庶務課並びに三条地域振興局、魚沼地域 振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び 佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新 津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興 事務所の用地・行政課に行政専門員を置くことが できる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に 基づいて設置されている附属機関は、次のとおり である。

名 称 担任する事務 設置規定 (略)

查会

新潟県個人 新潟県個人情報の保 新潟県個人情 情報保護審 護に関する法律施行 報の保護に関 条例(令和4年新潟 する法律施行 県条例第32号)第9 条例第9条第 条の規定による開示 1項 決定等についての審 査請求に係る調査審 議、個人情報の保護 に関する事項の建 議、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81 号) に規定する事項 の調査審議及び建議 並びに特定個人情報 保護評価に関する規 則(平成26年特定個 人情報保護委員会規 則第1号) に規定す る特定個人情報ファ イルの取扱いについ ての意見の陳述

(略)

新潟県立近 (略) 代美術館協 議会

博物館法(昭 和26年法律第 285号) 第23 条第1項

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸 魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、 魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域 振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業 振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並 びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地 域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興 局農林水産振興部の農地庶務課、地域振興局の地 域整備部及び新潟地域振興局新津地域整備部の庶 務課並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の 総務課に行政専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に 基づいて設置されている附属機関は、次のとおり である。

名 称 担任する事務 設置規定 (略)

新潟県個人 新潟県個人情報保護 新潟県個人情 情報保護審 条例(平成17年新潟 報保護条例第 県条例第2号)第44 44条第1項 查会 条の規定による同条 例の規定によりその 権限に属させられた

事項の審議、個人情 報の保護に関する事 項の建議、住民基本 台帳法(昭和42年法 律第81号) に規定す る事項の調査審議及 び建議並びに特定個 人情報保護評価に関 する規則(平成26年 特定個人情報保護委 員会規則第1号)に 規定する特定個人情 報ファイルの取扱い についての意見の陳

(略)

新潟県立近 (略) 代美術館協 議会

博物館法(昭 和26年法律第 285号) 第20 条第1項

13

## 附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。